

ご相談は、
無料です!!

自動車運転者時間管理等指導員のご案内

★事業場の自主的な労務管理の改善をお手伝いいたします。

全国的に、自動車運転者の労働時間については、業務の性質上、他業種と比較して長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令の違反率が高く、また脳・心臓疾患の労災申請ならびに認定件数が多い業種となっています。

厚生労働省では、自動車運転者の労働時間等労働条件の改善に向けた更なる取り組みを進めるため、新たに自動車運転者時間管理等指導員制度を発足させたところです。

本制度は、労働局長が改善基準告示をはじめとする労働関係法令に詳しい方から、自動車運転者時間管理等指導員を委嘱し、同指導員が事業場を個別に訪問し、必要な助言・指導、事業主からのご相談の対応を行うことにより、**自動車運転者の労働条件及び安全衛生の確保・改善**を図っていただき、**自主的な労務管理改善**の支援を行うことを目的としております。

また、労働時間、賃金、時間外労働手当の計算方法、改善基準等について疑問を持ち、指導員の助言・指導を受けて改善したいと希望される事業主の皆様につきましては、**栃木労働局労働基準部監督課**までご連絡いただければ、指導員が当該事業場と日程調整を行った上で個別訪問させていただき、事業場の実態に応じた改善策を助言・指導いたします。

自動車運転者時間管理等指導員が、無料で事業主の皆様のご相談にのります！

～こんな悩みに指導員がお答えいたします～

- わが社の労働時間等は、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準からみて問題があるの？
- 就業規則の労働時間制と、変形労働時間制となっているわが社の実態があっていないけど、どう変更すればいいの？
- 行先に応じて運行手当を支払っているけど、割増賃金分は法定以上の割増率になっているの？
- 長距離運行を行う場合に、改善基準に違反しないような拘束時間になっているの？

申込先・お問合せ先

〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎

TEL: 028-634-9115 FAX: 028-632-6585

栃木労働局 労働基準部 監督課 宛て

